

厚岸町規則第61号

厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則及び厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則及び厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則の一部を改正する規則

(厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則の一部改正)

第1条 厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則(平成8年厚岸町規則第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 未成年者でない者

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則の一部改正)

第2条 厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則(平成8年厚岸町規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者である」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第20条第3号を次のように改める。

- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき。

第20条に次の1項を加える。

- 2 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を報告するものとする。

別記様式第4号中「平成」を削る。

別記様式第7号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1- この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に公布されているこの規則の改正前の様式による指定工事店証等は、この規則による改正後の様式の指定工事店証等とみなす。